議案第６０号

朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例

第１条　朝霞市手数料徴収条例（平成１２年朝霞市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

別表第１の５７の項中「１００円」を「１０円」に改める。

第２条　朝霞市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第１の５７の項中「２００円」を「３００円」に改める。

第３条　朝霞市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第１の５７の項中「１０円」を「２００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第１条の規定　令和９年３月１日

(2)　第３条の規定　令和９年７月１日

（経過措置）

２　第２条の規定による改正後の朝霞市手数料徴収条例の規定は、令和９年４月１日以後に申請を受ける事務に係る手数料について適用し、同日前に申請を受けた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

令和８年１１月２７日提出

朝霞市長　松下　昌代